

第1回府中市環境美化推進委員会会議録

令和5年3月3日(金)

午後1時30分から午後3時10分まで

市役所北庁舎3階会議室

1 出席委員(10名)

吉垣親伸委員長、秋山賢太郎副委員長、石井真弓委員、朝倉省二委員、志水清隆委員、遠田宗雄委員、大室元委員、堀江元委員、北島美都子委員、玉山真一委員

2 欠席委員

なし

3 事務局

新藤生活環境部長、田中環境政策課長、扇山環境政策課長補佐兼管理係長、笹本環境政策課管理係主任、宮地環境政策課管理係事務職員

4 議題

- (1) 会議の公開
- (2) 本市の環境美化の現状と課題
- (3) 他自治体の取り組み
 - ア 都内区市の状況
 - イ 先進自治体の取り組み
- (4) 今後の予定

5 資料

- 【資料1】府中市環境美化推進委員会委員名簿
- 【資料2】傍聴規定(案)
- 【資料3】本市の環境美化の現状と課題
- 【資料4】都内区市の状況
- 【資料5】先進自治体の取り組み
- 【参考1】府中市まちの環境美化条例
- 【参考2】府中市まちの環境美化条例施行規則
- 【参考3】府中市環境美化推進委員会規則

6 公開・非公開の別 公開

【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから、第1回環境美化推進委員会を開会させていただきます。

皆様、本日は大変お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、環境政策課長補佐の扇山と申します。委員長が互選されるまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、堀江委員から少々遅れるとのご連絡をいただいております。

本委員会につきましては、「府中市環境美化推進委員会規則」第6条第2項の規定により、定足数が過半数に達することで成立することとなっておりますが、本日の会議は出席委員数が過半数に達していることから、有効に成立することをご報告いたします。

本日の会議につきましては、会議時間を最長で1時間半程度を予定しておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入る前に、お手元にお配りさせていただきました、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、お手元の次第に従いまして、会議を進めてまいります。

次第の2、委嘱状の交付でございます。

本日は第1回目の会議でございますので、最初に本委員会の委員を務めていただく皆様へ委嘱状を交付させていただきます。本来ならば、市長から委員の皆様一人ひとりにお渡しさせていただくところでございますが、時間の関係もありますことから、本日は皆様のお席に委嘱状を置かせていただいております、これをもちまして委嘱状の交付に代えさせていただきますと存じます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、次第の3、市長あいさつでございます。会議の開催にあたりまして、高野市長よりご挨拶いただきます。

【市長】

本日は、ご多忙のところ第1回の府中市環境美化推進委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には府中市環境美化推進委員会の委員就任をお願いしましたところ、快くお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。

さて、本市のシンボルでもあり、市民の憩いの場でもあるけやき並木を中心とした府中駅周辺につきましては、「地域安全・環境美化の日」をはじめとする各種の美化活動を市民・事業者の皆様との協働により実施し、美しく、快適な環境を確保してきたところでございます。

ところが、昨今のコロナ禍の影響に伴い、けやき並木における路上飲みや路上喫煙、ごみのポイ捨てといった課題が今まで以上に大きなものとなり、美化対策の強化が求められ

ております。特にけやき並木通りでの路上喫煙への対策については多くのご意見をいただいております。本市といたしましても、より強い姿勢で課題解決に取り組む必要があるものと捉えております。

令和6年度は、「馬場大門のケヤキ並木」が国の天然記念物指定から100周年、そして本市の市制施行70周年を迎えます。

この節目の年を、けやき並木本来の美しい環境で迎え、皆様とともにお祝いしたいと願っておりますことから、けやき並木における課題解決に向けて、「府中市まちな環境美化条例」に基づく路上喫煙行為に対する罰則規定の適用に関しまして、委員の皆様には活発なご審議をいただきますようお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。

【事務局】

高野市長、ありがとうございました。

続きまして、次第の4、委員・事務局紹介といたしまして、委員の皆様よりご挨拶を賜りたく存じます。

【委員】

(各委員自己紹介)

【事務局】

(事務局自己紹介)

続きまして、次第の5、委員長・副委員長互選でございますが、参考資料3「府中市環境美化推進委員会規則」第5条により、委員の互選となっておりますがいかがいたしましょうか。

【委員】

事務局にお考えはありますか。

【事務局】

ただいま、委員から委員長及び副委員長について事務局の考えは、とのご発言がございましたが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【事務局】

ただいま事務局一任とのお声がありましたが、事務局といたしましては、委員長には吉垣委員、副委員長には秋山委員にお引き受けいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【事務局】

それでは、吉垣委員が委員長、また、秋山委員が副委員長に互選されましたので、恐れ入りますが両委員は正副委員長席へのご移動をお願いします。

吉垣委員長、秋山副委員長からひと言ご挨拶をいただきたいと存じます。

【委員長、副委員長】

(委員長、副委員長挨拶)

【事務局】

続きまして、次第の6、諮問でございます。

本委員会への諮問事項につきまして、府中市長より吉垣委員長に諮問書を伝達します。

職員がお手元に諮問書の写しを配付いたしますので、少々お待ちください。

(市長が諮問書を朗読のうえ、委員長へ伝達)

【事務局】

高野市長におかれましては、このあと他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(高野市長退席)

【事務局】

続きまして、次第の7、議題に移ります。ここから先の進行につきましては、吉垣委員長をお願いいたします。

【委員長】

ここから先は私が議事を進行させていただきます。

議題に入ります前に、ただいま市長から諮問いただきました内容につきまして、事務局から補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、諮問内容につきまして補足説明といたしまして、諮問の趣旨を朗読させていただきます。お手元の諮問書裏面をご覧ください。

本市では、まちの環境美化を推進するため、府中市まちの環境美化条例に基づき、府中駅周辺等の環境美化推進地区を指定し、その地区内で特に喫煙を禁止する必要がある道路を喫煙禁止路線とし、啓発表示やパトロールによる喫煙禁止の呼び掛けなどの取組により、良好な生活環境の確保に努めております。

これらの取組による一定の成果がある一方で、心無い方々によるけやき並木を中心とした府中駅周辺での喫煙や吸い殻の投棄がいまだ行われている状況にあり、これらへの対応を求める市民の声も多くよせられております。このことから、本市では、府中のシンボルとして、約千年の歴史があり、けやき並木では唯一、国の天然記念物に指定を受けている馬場大門のケヤキ並木の環境美化対策の強化が必要であると捉えております。

喫煙行為等への厳格な対応としては、府中市まちの環境美化条例に規定する罰則（過料徴収）の適用を検討する必要がありますが、同条例等に過料の額等の明確な定めがなく、その適用については府中市環境美化推進委員会での審議が必要となっております。

つきましては、府中駅周辺の喫煙禁止路線における路上喫煙行為への対策を強化するため、府中市まちの環境美化条例第14条に規定する罰則の適用についてご審議いただきたく、府中市環境美化推進委員会に諮問するものです。以上でございます。

【委員長】

諮問の内容につきましては、以上となりますので、皆様よろしくお願いたします。

それでは、次第の7議題の「(1) 会議の公開」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、本委員会の会議の公開につきましてご説明いたします。本委員会の会議は、「府中市環境美化推進委員会規則」第6条の規定により、公開を原則としております。

会議の公開にあたり、傍聴人の取り扱いについて、資料2「傍聴規定（案）」により説明いたします。

傍聴される方には、会議の進行を妨げることがないように、次の点をお守りいただきます。

- 1 傍聴できる人数は原則として5人以内とし、先着順とします。
- 2 会場で住所、氏名を記入して、ロビーでお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された席にお掛けください。
- 3 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。

- 4 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言をしない。
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない。
 - (3) 会議中、写真、ビデオ等の撮影、録音をしない。
- 5 前条の規定に違反し、そのため会議の進行が妨害されると認められる場合は、退場していただくことがあります。
- 6 資料の持ち帰りはお断りし、会議が終わりましたら返却していただきます。

以上、資料2のとおり、会議の傍聴につきまして取扱いさせていただきたいと考えております。

次に、会議録の取り扱いでございますが、会議録を各委員に確認いただいたうえで、市政情報公開室、図書館及び市ホームページなどで公開させていただきます。公開にあたりましては、委員長、副委員長、事務局はそのままの表記とし、各委員の皆様につきましては、個人名を伏せて議事要旨として公開させていただきます。説明は、以上でございます。

【委員長】

事務局から会議の公開について説明がありました。ご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

【委員長】

それでは、会議の公開につきましては、事務局説明のとおりとさせていただきます。本日の会議の傍聴希望の方はいますか。

【事務局】

本日、傍聴希望の方はいません。

【委員長】

それでは次に議題の「(2)本市の環境美化の現状と課題」について、事務局から説明してください。

【事務局】

これより、7の議題の(2)「本市の環境美化の現状と課題」について説明いたします。大変恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

本件のご説明に入ります前に、本委員会の今後の予定につきましてご説明いたします。

本委員会は、今回第1回を含め全部で3回の開催を予定しております。本日は現状と課題、他自治体の状況等につきましてお示しし、次回第2回の委員会では、本日ご説明いたしました本市の現状への対策案として、路上喫煙行為に対する過料の額、過料の徴収範囲、過

料の徴収方法等につきましてお示しさせていただき、ご審議をお願いします。第3回の委員会では、第2回目の委員会でいただきましたご意見による修正案をお示しし、ご審議いただいたうえで諮問に対する答申案としておまとめいただく予定としております。

取りまとめいただきました答申案について委員長から市長に答申いただき、必要な条例等の改正、過料徴収に係る周知等を行ったうえで、令和6年4月からの過料徴収開始を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本件の説明に入らせていただきます。資料3「本市の環境美化の現状と課題」の1頁をご覧ください。

はじめに、1の「府中市まちの環境美化条例について」でございますが、本市の環境美化の施策に係る根拠として平成16年4月に施行された条例であり、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協力して環境美化を推進するため必要な事項を定めたものです。本日は、環境美化の課題に係る部分を抜粋してご説明いたします。なお、条例本文につきましては、お配りいたしました「参考資料1 府中市まちの環境美化条例」をご参照ください。

(1)の禁止行為としましては、吸い殻等の投棄などを定めており、(2)の環境美化推進地区としましては、環境美化施策の重点地区として現在5地区を指定しており、自治会等をはじめとした各種団体との協働による美化活動を展開することとしています。指定地区の詳細については、後ほどご説明いたします。

(3)の喫煙禁止路線でございますが、(2)の環境美化推進地区の中に、特に喫煙を禁止する必要のある道路を指定し、路上喫煙の防止に努めているものです。

(4)の指導、勧告及び罰則でございますが、(1)の禁止行為を行った者に対して行う指導、勧告で、文書または口頭で行うことを想定しております。

この罰則につきましては、指導又は勧告を受けた者が、これに従わないときは、5万円以下の過料を科すことができるとしています。徴収額は、別に規則で定める必要がありますが、現在のところ具体的な徴収額は設定しておらず、徴収の実績はございません。

1枚お捲りいただきまして、2頁をご覧ください。

(5)の環境美化推進地区・喫煙禁止路線制定箇所につきましては、乗降客数が多い府中駅をはじめ5駅の周辺地域及び指定地区内の道路を対象として、平成16年10月に指定しております。指定場所は地図のとおりで、指定地区内には、路面シートや看板を設置し、指定地区内である旨を周知しております。

なお、資料にはございませんが、本条例に基づく活動として毎月20日を地域安全・環境美化の日として、府中駅周辺にて自治会の方や事業者の方にご参加いただきながら、清掃活動を実施しております。今後も引き続き、自治会や事業者の方との協働により取り組んでまいりたいと思います。

3頁をご覧ください。

次に、2の「環境美化に関する苦情相談等の状況」でございますが、「市長への手紙」として寄せられた苦情相談のデータを基に、環境美化に関する現状について分析したものです。

数値は、平成30年度から令和4年度1月末時点までのものとなります。

(1)の過去5年間の苦情相談内容ですが、環境美化に関するものは喫煙、ポイ捨て、犬・猫のふんに関する内容となっており、喫煙が36件となっており、喫煙に関する相談が毎年寄せられているとともに、件数が最も多いものとなっております。

1枚お捲りいただきまして、4頁をご覧ください。

(2)の喫煙に関する苦情相談の状況でございますが、(1)の過去5年間の苦情相談の中で、最も件数の多かった喫煙に関する苦情相談のみを取り上げ、分析を行ったものです。

アの喫煙に対する苦情相談の年度別件数ですが、平成30年度と令和元年度が7件、令和2年度が3件、令和3年度が5件、令和4年度が14件でした。平成30年度から令和2年度にかけての件数は横ばい又は減少しておりましたが、その後令和4年度にかけて大幅に増加しています。このことから、喫煙への取り組みは喫緊の課題として捉えております。

イの喫煙に対する苦情別相談の場所別件数ですが、府中駅が最も多い16件で、喫煙問題の中でも府中駅周辺における喫煙対策が求められている状況です。

5頁をご覧ください。

上段の地図は、喫煙に対する苦情の場所別件数を地図に落とししたものです。苦情件数の多い場所ほど、大きな円を記載しており、府中駅周辺の円が最も大きくなっております。

下段のウ市長への手紙の例ですが、3件ご紹介しております。

まず、府中駅周辺の喫煙行為に対する罰則の強化、特にけやき並木における喫煙や飲酒を公衆道徳的に問題視する内容となっております。

6頁をご覧ください。

最後に、3の「喫煙禁止路線パトロールについて」でございますが、現在、本市では市内5か所の喫煙禁止路線及び通勤者の多い駅前等において、委託事業者による巡回を行っています。

(1)の委託内容といたしましては、2人1組で喫煙禁止路線5か所をはじめとした主要駅付近を巡回し、喫煙禁止路線では路上喫煙者への声掛けを行い、その他の場所では、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てに係るマナー喚起を行っています。

(2)の実績については、市内5か所の喫煙禁止路線での過去5年間の注意実績を抜粋したものです。令和2年度に、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例が改正され、分煙施設のない飲食店等が店内原則禁煙となったことにより、特に飲食店のある地区において路上喫煙に対する注意件数が増えております。令和2年度においては、分倍河原駅の北口における注意件数が最も多い状況でしたが、令和4年度になり、府中駅付近における、路上飲みや居座り行為に伴う路上喫煙が増加したことにより、全体的な件数が増えている状況です。

(3)の職員の対応についてですが、けやき並木においては市職員も注意活動を行っております。路上喫煙者への注意については、ほとんどの方が喫煙を中止し協力いただけますが、巡回員の注意にも応じない喫煙者もいる状況となっております。

特に、府中駅周辺のけやき並木においては、石垣及び歩道上で居座りが発生し、喫煙や吸

い殻等のポイ捨て、路上飲みが散見されたため、市民の方からの苦情相談が多く寄せられています。けやき並木通りで特に苦情が寄せられている場所は、7頁の地図の①から③の場所で、市では①の場所について、京王線高架下のスペースを封鎖するなどの対応をしております。

けやき並木につきましては、関係課の市職員により何度も注意を行っているところですが、口頭での注意に留まり効果が上がらない現状です。なお、市ではけやき並木に関する部署間で、近況報告や対策を協議する場を設置し、日々対応を検討しており、過料徴収などにより実効性の高い対応を必要とする意見が共通認識となっている状況でございます。本件に係るご説明は以上でございます。

【委員長】

説明が終わりました。ただいま説明のありました「本市の環境美化の現状と課題」につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

【委員】

市内、区内で実際徴収している実績がありますが、私の友達が取られたと、実際はどういう風にやっているのでしょうか。例えば警察官と一緒にやっているとか、口で言っても誰も聞いてくれないが、これだけ実績のあるところからどうやって徴収しているのか情報は得ているのでしょうか。

【事務局】

千代田区の取組につきましては本市でも把握しています。また、この後の他自治体の取組の時にお話しします。

【委員】

喫煙禁止路線パトロールについてですが、巡回員が委託事業者2名とありますが、2名の方だけで3カ所回っているのでしょうか。

【事務局】

委託事業者の2名が1日に3カ所を巡回しています。

【委員】

この1カ所で2時間というのが、なんとなく少ないというか、2時間が終わったらもう行ってしまうのですよね。1日24時間で委託事業者が2名というのは少ないのではないのでしょうか。

【委員長】

委託をしているパトロールが少ないということですかね。

【委員】

2人が1日に何回もというのは負担が大きいので、もうちょっと人数を増やして、同時多発的に行い、見ているのだということを伝えると、やっている側も見られているのだなという意識をもつのでは。

【事務局】

委託事業者は2名で年間約1300時間ほど、回っていただいているところですが、事前にいつどこを回るか市に計画書を提出の上、市と調整しながら進めているところです。その中でも例えば市に「今、この場所に喫煙者が多い」という様な情報を頂いた際には、こちらを重点的に回って下さいというような調整をしながら進めさせていただいています。

【委員】

4ページですが、喫煙に対する過料、平成30年度から令和2年度にかけての件数は横ばいであった、しかし、令和4年度は大幅に増加していますが、増加の理由はありますか。

【事務局】

令和3年度から令和4年度にかけて、このグラフでは大幅に増えているというのが市の分析ですが、やはりコロナ禍により、路上で飲酒ですとか食事する方も多く出て来た、それに伴う喫煙が増えてきており、そういった状況が数字に直結しているものと認識しております。

補足いたします。令和3年の4月ごろから路上で生活する方がいます。その方に集まるような形があり、そこで喫煙や飲酒などあり、そういった内容の苦情が多く寄せられているところがございます。

【委員】

ある特定の1つ、2つのグループの問題の解決を、今回の目的としているのかと思うが、まずひとつ知りたいのは2頁目の環境美化推進地区及び喫煙禁止路線の中で、私も見ているが、府中駅周辺に限らず、日常的にポイ捨てはあるし、それ以外に環境美化地域なら喫煙禁止路線じゃなくても、ちょっと人通りの少ないところに行きますと、毎日のようにごみが捨てられています。知りたいのが、次の3頁、喫煙が36件とありますが、例えば府中駅に限定して、この中で、苦情になっているのはどこが多いのか、けやき並木の高架下のあの人たちの事かと思うが、現実としてそういうことなのか、それとももっと細かい範囲なのか。

また、3、4頁の喫煙の時間帯はどうか。例えば府中駅北口の周辺だと喫煙禁止路線のエリアじゃないけれど、あの辺は朝、夕、通勤する人が吸ってポイ捨てをしていたり。地域によって、色々ある。時間帯とかで。そういったところがこの表には表れていませんが、ある程度知見としてお持ちなのか。最終的には、注意すれば治る人たちが一定数いるわけで、どうしても聞かない人たちは過料をどうするかってことにもなるし、強いて言えば本当にそれって効果があるのってことにも関わってくるので、最終的な目的はこの委員会で過料をどうするかきめることだろうけれども、本当の目的は喫煙するという行為自体が、そこで行われないようにすることだと思うので、その辺を踏まえて、もうちょっとデータに表れていない情報を話して頂ければ。

【事務局】

まず1点目のポイ捨ての場所が特定されているのかということについて、4頁の2の表で示しており、市長への手紙の件数ですが、苦情相談の多いところと認識しており、やはり駅周辺が多い認識があります。その中でも特に府中駅周辺が多いです。

【委員】

府中駅が多いのはわかりますが、府中駅の中で、特にどの辺が多いのでしょうか。

【事務局】

やはりけやき並木周辺におけるものです。

【委員】

神社の近くでなく、高架下の近くでしょうか。

【事務局】

主に京王線の高架下から神社の前までの区間が多いです。

【委員】

その中でも神社よりは駅寄りでしょうね。

【事務局】

駅の方は目にする方も多くいらっしゃいます。

補足いたします。多い場所としましてはやはりコンビニの前なども多い傾向にあります。おそらく夜間に街飲みをされる方がいらっしゃり、人が集まれる場所にごみがたまる傾向はあります。

【委員】

それは納得する話です。あとは、月日の中での傾向値、例えば、競馬が開催された後はひどいとか、くらやみ祭りの後がひどかったとか。そういった認識はありますか。

【事務局】

ご指摘のようにお祭りの後、暫定的に行われたくらやみ祭りの翌日の朝、かなりごみが多い状況で、かなり苦情を頂いた傾向はあります。

祭りの傾向を踏まえ、神社などとも相談して、お祭りはなかったけれども屋台などで飲み食いをしたということがあり、その後は神社でごみ箱を設けたり、職員でごみ拾いをしたりしました。

時間帯に特徴があるかというご質問ですが、時間帯も場所によってかなり特色があります。例えば通勤の方による喫煙の多い地域は、朝と夕が多い。それ以外は駅周辺の繁華街に来た方がそこで一服して過ごされているといった特徴があります。駅周辺以外はばらつきがあり、勤労者が多いところは朝、夕が多いという特徴があります。

【委員】

けやきの周りには腰を下ろすところが多く、座るにはいい場所です。やはり腰を下ろすと一服したくなる。その辺があるのではと思う。駅からずっと石垣があって、腰を下ろす場所があって必然的に多くなると私は思います。

【委員】

その通りかもしれませんが、今、昔と比べて腰を下ろせるスペースがとても素晴らしいと思います。お年寄りが休んだり、お祭りのときに座る。ただ、その時のマナーですよね。あそこは座れる形になっていて、座れるところがキレイになればいいなど。誰でも座れて、あれをいかに守っていくかだとは思っています。

【委員】

今の話を受けてですが、もともとあそこは高かったのですが、少しでも憩いの場になればと下げたのです。モラルということで、今のお話になったと思うが、どちらがいいとか悪いとかよりも、まず、そういった状況であそこが今の形になったのを理解していかないといけないと思います。そのうえで、マナーとかはこれからこの場で検討していけば良いと思います。

【委員】

今回の委員会の趣旨に合うかわからないのですが、これはだめだっという話をしていっ

ていると思うのですが、例えばここは吸ってもいいよという場所を駅前を作る予定はあるのでしょうか。喫煙可能エリアというのでしょうか。ほかの大都市の歓楽街は喫煙エリアがあるが、府中市ではそういったものを作る予定は今のところありますでしょうか。

【事務局】

今、府中駅周辺につきまして、喫煙禁止路線内に喫煙所の設置の予定はない状況です。

【委員長】

本件につきましては、以上とさせていただきます、議題「(3) 他自治体の取り組み」について、アの「都内区市の状況」及びイの「先進自治体の取り組み」について、一括して事務局から説明してください。

【事務局】

これより、7の議題の(3)ア「都内区市の状況」について、ご説明します。それでは、資料4「都内区市の状況」をご覧ください。

こちらの表につきましては、都内23区及び26市の状況を記載しております。まず過料の対象・金額の列をご覧ください。

喫煙の過料について、条例に規定している区市については、12区12市ある状況です。12区12市中、過料の金額として定めているもので最も多いものは、2千円となっており、4区及び8市がその金額を採用しております。

次に徴収実績の列をご覧ください。

喫煙の過料について、条例に規定している区市のうち、千代田区、渋谷区、杉並区、足立区の4区について徴収実績がございます。その他の区及び26市につきましては、喫煙の過料について、条例に規定しているものの徴収実績はございません。

徴収の件数につきましては、件数(過去5年)の列に記載のとおりです。

なお、杉並区につきましては、ルールからマナーへの転換を図ったとのことで、平成22年8月31日以降、過料徴収は行っておりません。杉並区の条例では現在も過料の徴収について規定されておりますが、運用によって過料徴収を停止している状況とのことです。

最後に公共喫煙所(何か所)の列につきましては、参考に各自治体の公共喫煙所の状況を記載しております。説明については以上となります。

つづいて、7の議題の(3)イ「先進自治体の取り組み」について説明いたします。

それでは、【資料5 先進自治体の取り組み】の1頁をご覧ください。

現在、喫煙禁止区域等での喫煙に対し、過料徴収を行っている自治体の取り組み内容を記載したものです。

はじめに、東京都千代田区では、「安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例」

に基づき、平成14年より、2千円の過料を徴収しております。

(4) 喫煙に関する罰則等については、表に記載のとおりですが、本委員会における検討内容の先行事例として、路上禁煙地区と記載のある段について、区内全域を路上禁煙地区と定め、区域内で喫煙をしている者に対し、2千円過料徴収を行っております。

(5) 過料徴収方法について、区の職員が、納付書、又はその場で過料を徴収しております。

(6) 過料処分件数について、令和3年度以前の過去5年間における過料処分件数は減少傾向にあり、これは、違反者に対する過料徴収を継続してきたことにより、禁煙地区内での喫煙者が減少したことが要因であると考えられます。

(7) 喫煙所の設置については、公衆喫煙所と民間喫煙所を合わせて、167か所設置しております。

(8) 路上喫煙禁止等の表示については、ガードレールなどへの平版（ひらばん）の設置のほか、立て看板や路面表示等を設置しております。

なお、先ほどご説明した過料の金額につきまして、2千円とした理由を千代田区に確認したところ、条例上、2万円の過料を科すことはできますが、1万円、2万円をその場で払いなさい、と言われてすぐに払える人は少なく、千円であるとあまり懐が痛まないところ、ランチ代よりも少し高い2千円であれば、ちょうど良い金額なのではないか、との検討の結果、金額を決定したとのことでした。

次に、2頁をお開きください。

千葉県柏市では、柏市ポイ捨て等防止条例に基づき、平成17年より、2千円の過料を徴収しております。

(4) 喫煙に関する罰則等については、表に記載のとおりですが、本委員会における検討内容の先行事例として、禁煙等強化区域と記載のある段について、柏駅周辺を禁煙等強化区域と定め、区域内で路上喫煙をしている者に対し、2千円の過料徴収を行っております。

(5) 過料徴収方法について、路上喫煙等防止指導員と指導員補助が、2人1組で条例内容を説明のうえ、その場で過料を徴収しております。

(6) 過料処分件数については、令和3年度以前の過去5年間における過料処分件数は、平成29年度から令和元年度までは増加傾向にあり、令和元年度から令和3年度までは、おおよそ横ばいになっています。その理由として、柏市に確認したところ、平成29年度以前は路上喫煙等防止指導員が2人1組で過料徴収していたところ、平成30年度より、指導員補助を2人追加したことにより、2班体制で過料徴収するようになったためであるとのことでした。

(7) 喫煙所については、平成22年に撤去して以降、設置しておりません。

(8) 路上喫煙禁止等の表示については、歩道等に路面シールや立て看板を設置しております。以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【委員長】

説明が終わりました。ただいま説明のありました「他自治体の取り組み」につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

【委員】

一番聞きたかったのは、他の市ではポイ捨てする人が黙って払ってくれているのですか。例えば、府中では、けやき並木で酒を飲んでいる人に「2千円払ってくれ」と言って払うと思いますか。反対にトラブルになったりすることはないですか。その時のために、府中警察と連携して、最初は付いてきてもらうとか、そういった考えはありますか。他市はどうなのですか。けやき並木にいる人に2千円を払えって、どうみても危ないと思いますが。

【委員】

それに併せて同じことなのですが、両方とも過料処分をした件数のグラフであって、過料が徴収できた件数ではないのです。その辺の実態を教えてください。

【委員】

この件数の何倍も注意していて、払われなかったケースの方が多いのではないのでしょうか。その辺をどうするのでしょうか。

【委員】

ただ、過料を払えと言って一切払ってくれなくても、続けることで効果があるというのなら、それはそれでいいことだと思います。

【事務局】

まず、2人1組で徴収しているということについて、他市に電話で確認したところ、徴収に当たっている方は警察のOBの方を市の職員として採用しているということでした。また、処分の件数について示しているグラフは処分の件数と徴収の件数は一致しています。その場で持ち合わせがなく、払えないという場合でも、住所氏名を記入させる用紙があり、後日、納付書等を送付して納付しています。

【委員】

第2回の委員会にも関わりますが、今、ここにいるメンバーの中で私はタバコを吸っていますというメンバーは何人いますか。2人しかいませんか。タバコを吸っている人はタバコを吸っている人の論理といいますか、タバコを吸わない人はなかなかわからないことがあると思うので。

【委員】

先ほどの資料4でもわかるとおり、府中市はないじゃないですか。これだけあって吸うところがないのは5、6カ所しかなく、他のところは設置しています。徴収したお金を貯めて、いつか吸えるところをつくるとか、やっぱり吸う人のことも考えてやっていかないといけないかと思います。あと、道路は吸ってはいけないが、民地では吸ってしまっているわけじゃないですか。それはできないのか、できるのか。道路の横の民間の施設で吸っている人はどうするのか考えないと、そういう所に灰皿が置いてあったら吸ってしまうし、それを取り締まるわけにはいかないだろうし。

【委員】

委員の言っていることは非常にいいことだと思いますし、けやき並木で吸うべきではないと私も思います。ただ、たばこってというのは非常に悪いものでして、一種の麻薬なんですね。吸えないということが、特にお酒を飲んだ場合、耐えられないんです。吸えるところがあればどこでもいいんです。したがって、今、具体的に、けやき並木のたむろしているあそこの場所で吸わせないようにした場合、彼らはどうするかっていったら、その向かいにあるパーキングに行って吸って、且つポイ捨てします。そして、けやき並木を重点的な地区にするのであれば、けやき並木で酒を飲みつつ、ちょっとたばこを吸ってくると言って、どこか民間の裏手の所に行って、みんなポイ捨てをすることに繋がります。したがって、先ほど委員からの質問に対し喫煙場所を作る計画はないとおっしゃいましたが、この条例の実際の効果を得るためには、そういう部分をどこかに設けないと、どこまで効果が出るのかは疑問ですので、これは今回の諮問の内容ではありませんが、付帯として考慮した方が良くと思います。今、公共喫煙所は単に囲いがあって、そこで吸っていて回りに空気が流れているというタイプが多いですが、新しいものだと完全に個室型になっています。立川はそうですけれど、トレーラーハウス型ってありましたね。そこで空気が全部浄化されて出るという形もメーカーで開発されていますから、そういうもので工夫をしていけばより効果的だろうと思います。まさに先程委員がおっしゃったように、そういった対策をしないと、過料を決めても、どこまで効果が出るのかというのは、喫煙者の立場としては疑問があります。

【委員長】

今のことは、付帯意見としてよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。府中市も以前、喫煙所を設けておりました。その時はパーティションで区切るだけで、やはり煙が流れることに対して、周囲を通る方々からの苦情やご意見があり、撤収したという経緯もございます。現在は、無煙型の喫煙所を設けている自治体があると意識しており、設置をどこにするか、設置する費用だとか運営費用も検討する必要があります。また

民地で吸われるところも把握しているところで、喫煙禁止路線とか、道路に面したところ、やはり隣地で喫煙所を設けてあるところ、そういったところは、やはり道路に煙が流れるということがございますので、職員が所有者の方へご協力をお願いしまして、喫煙できるスペースを室内に設けていただくなどご協力をいただいています。今後、皆様のご意見をお聞きして喫煙者に対する対策も考えていきたいと思っています。

【委員】

今、委員が言われたことが現状なのだと思います。私はたばこを吸いませんが、喫煙者の気持ちは分かっていると思います。今、おっしゃった事が現実だと思うので、それを、解消してきた千代田区とか柏市とか、私も見てきたことがあります、やはり、今、たばこを吸う方がマイノリティーになっているので、しかも税金だけはどんどん取られている。そういった苦情はあると思います。改善されたところをしっかりと見るということも大事なのではないのでしょうか。机上で言うことも大事ですが、現場を見る事も大事なことなのではないかなと思います。特に府中市は観光でもどういう風に進んでいくのか、多摩地域の中でも注目されていると思いますので、そういったことを検討してやっていくことも一つかと思えます。現状的に、市役所の中にも吸う場所がありますし、先日、新宿に行った時にもビルの中に長蛇の列で、なんなのかなと思ったら喫煙所なのですよね。それだけやはり吸われる方の場所はなくなっているし、でも吸いたいという気持ちはどんどん募っているのでしょうか。ここを改良していかないと未知の問題が出てくる。

【委員】

商店街の立場として申し上げます。特に府中市のけやき並木、中心地の商店街、はっきり言うとほぼ飲食街の立場で言いますと、競馬とかお祭りの時のお客さんは、府中の飲食において非常に大きいウエイトがございます。残念ながら、そういう方が場合によってはそういった場所で吸ってしまうことがあったり、吸う場所が一切ないという形になりますと、皆さん府中ではなくて、他の所に行ってしまう。今、府中の経済というのは、特に商店だとか小売りだとかの活力というのは、この多摩地域においても、どちらかというと低下傾向にある。住みよいかもしれないが、商売をする場としては地盤沈下が激しい。残念ながら府中の中心街であるけやき並木で、どこにも吸うところがないという状況になった時には、誰も来なくなります。したがって、府中はもっとさびれてしまう可能性もある。したがって、まだ唯一、ほかの市町村からたくさんお客さんが来てくれるコンテンツがあって、それを取り逃さないような処置をお願いしたい。

【委員長】

ご意見ありがとうございます。諮問をいただいているが、具体的な過料の金額、これを適用する地域をけやき並木のエリアに限定するのかといったことに対するご意見があれば。

【委員】

資料4をご覧ください。この中に府中市の場合、指定区域内の喫煙者の5万円というのは東京都のほかの所を見ても出ていないのですよね。府中市だけ突出して5万円というのが出ている。ただ、実際に徴収の実績はないというのはわかるんですが、この5万円というのはどこから出た数字なのか教えていただけますか。

【事務局】

条例制定当時のことを良く調べておりませんでした。大変失礼しました。小平市が5万円以下という同じような額を決定していますので、通常考えられる妥当な額だろうと決定いたしました。実際、適用するとなると、その他の市区と同じ2千円といった額を納めるというところですよ。

【委員】

そうするとこの5万円は日本一高いということですか。

【事務局】

この5万円は即適用するのではなく、違反行為に対していくらが適切かということ来判断したうえで、過料を科すということで、その具体的な科し方や額は定めておらず、あくまでも5万円以下ですので、日本一高いというよりは、ここで2千円と決まれば、その額を掲げるというところですよ。

【委員】

わかりました。

【委員】

先ほど説明があったように、2千円でいいと思うし、要は抑止力の為にやるわけですよ。ずっとやってお金が貯まってということもないと思うので、やはり全域でやるべきだと思います。

【委員長】

全域というのは現在の喫煙禁止路線制定箇所でしょうか。

【委員】

そうです。

【委員長】

わかりました。

【事務局】

府中市まちの環境美化条例でこれまで過料について具体的な規定を定めなかったことにつきましては、やはり市と市民の皆様が協力し合ってマナーの向上を図ろうという考え方がありました。そのため、あまり罰則といったところを進めていくというよりは、それぞれ皆さんの考え方や心の持ちようを変えていただきたいという思いがあります。そういったことから、あまり広域に広げるのもどうかと思います。

【委員】

人的な問題もあるので、現実としては2頁の網掛け部分にある喫煙禁止路線だけなのかなと思います。金額的には2千円で、けやき並木周辺においてでよろしいのではないかと思います。委員がおっしゃったように他も2千円が多いですから、2千円でいいかなと思います。ただ、将来的には、先ほど言ったように、公共のたばこを吸える場所が設置できれば、5千円に上げてもいいのかなと思います。

【委員長】

けやき並木にほぼ面した所で商売をしている関係で、平日、祝日問わず、24時間、日中も、夜間も、早朝も含めて、一年中見えています。やはりポイ捨ては多いです。ただ、今、都内区市の状況を見ていて、一部で、加熱式たばこを除くとなっています。多分色々な要素があると思う、例えば副流煙とかもあると思うのですが、掃除をしている身から見て感じることは、紙巻きたばこしか、ほぼ落ちていない。加熱式たばこが落ちているってことはほとんどないですね。僕個人の感覚です。掃除をしていて、いわゆる火をつけるももとのタイプのたばこは本当に落ちているのですが、吸い終わった電子たばこが落ちていることがあまりない。今後、どうなっていくかわからないが、あくまで実情です。あとは事務局から説明があったとおり、お祭り、初詣、G Iの開催の時に極端に悪くなってしまうという事実があります。副委員長が所属している青年会議所で、僕も昔、マナーアップ活動で、毎月20日の夜に清掃活動をしていたのですが、一周回っただけでもものすごい量があったというのは、変わらない実情です。あの周辺で商売、生活している者としての現状ではあります。

【委員】

ポイ捨てというと、私も分倍河原と府中町2丁目を定期的に掃除していますが、確かに吸い殻は火をつけるタイプで、加熱式は無い。そして喫煙者の立場で言うと、私は加熱式を吸っていますが、加熱式は吸い終わったらそのまま箱に戻せますよね。あるいはポケットに入れてもいいです。火が付いていませんから。だからマナーはそこまで悪くないですね。やは

り、火が付いて吸い殻になるとポケットに入れられないし、携帯灰皿を持ってなくてはいけない。そういう意味からすると、そういうことを考慮している市町村もあるということだよね。

【委員長】

そうですね。ただ今回の諮問については喫煙自体の問題ですね。

【委員】

そうですね。

【委員】

今回の資料の中でも、特に府中駅周辺をターゲットにすると載っていますが、私は是政在住で、周りに競馬場や競艇場、民間の駐車場があります。レースが終わった後、帰りに駐車場に向かう際に、陰の喫煙者が目立つ。そういった人たちは、灰皿も持ってない。あるいは負けた腹いせかわからないが、ポイ捨てがある。競馬場の清掃業者が、毎朝、競馬に限っては月曜日、火曜日に競馬場の周辺を清掃していて、拾ったごみの中にはたばこの吸い殻が目立ちます。だから本当に府中駅周辺だけでいいのか、というのは疑問がある。

【委員】

条例で定めている所はこの部分だけですか。

【事務局】

環境美化推進地区につきましては、地域での環境美化の取組がある地域を指定すると委員会でも定めた経緯がありますので、それ以外の地域についても、路上での歩行喫煙についてはポイ捨てに繋がるということで、行わないように努めると条例に定めがあります。パトロールにつきましても、この地域以外にも回り、巡回で指導をする次第です。本市としましては、たばこを吸う方のマナー、吸わない方に気を配った吸い方というのを、より認識を持って頂くことが必要だと考えています。ですので、意識啓発といった意味で、限定的な地域から始めさせていただくという考えを本市としては持っています。

【委員】

これを定めていくにあたっては、当然、認知させないといけないですが、看板を作るなどの予算は考えていますか。

【事務局】

来年度予算が現在、議会で審議されていますが、そちらに計上しているところです。こち

らで答申をいただいた後に、半年間の周知期間を設け、来年の4月に向けて、周知をしようと考えています。

【委員長】

それでは以上で本日の議題を終了させていただきます。次に次第の8その他について、事務局から説明してください。

【事務局】

事務局から3点お願いいたします。

1点目といたしまして、委員報酬に関する委任状及び個人番号の提供書及び身元の確認に係る書類についてでございますが、開催通知を併せて、事前に委任状及び個人番号の提供書をお送りしております。本日の会議前にご返送いただけていない方につきましては、会議の終了後に回収させていただきますので、事務局までご提出いただきますようお願いいたします。

2点目といたしまして、今後の委員会開催通知、会議録の確認などの連絡は、委員長名で各委員に送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。もし可能であればEメールにて通知等を送付させていただきたいと考えております。Eメールでの送付が難しい方がいらっしゃいましたら郵送とさせていただきますので、事務局までお声がけください。

3点目といたしまして、次回の会議日程については令和5年4月下旬を予定しております。詳細につきましては、後日ご通知させていただきますので、よろしくお願い致します。事務局からは以上でございます。

【委員長】

それでは、本日の府中市環境美化推進委員会は、終了いたします。